

PCB使用照明器具の取り扱いについて

照明器具につきましては、昭和47年8月以前に製造された40W以上のラピッド用蛍光灯安定器には、PCB（ポリ塩化ビフェニール）を絶縁油に使用したコンデンサーが内蔵されているものが一部あります。

PCBは、人体に入ると非常に危険な化学物質（有機塩素系化合物）であるため、通産省の指示により昭和47年9月以降は使用されていません。昭和47年8月以前のPCBを含んだ安定器を使用した蛍光灯器具を現在も使用中のお客様には、以下の点に留意のうえ対応いただくとともに、すでに長年の月を経過しておりますので、安全面からも早めの器具交換をお勧めいたします。

1. PCB使用安定器とは

PCB使用安定器とは、PCB入りコンデンサーを力率改善用として使用していた安定器のことをいいます。

2. PCB使用安定器の製造、出荷期間

PCB使用安定器は、昭和38年（1963年）5月から1972年（昭和47年）8月までの間、製造されていましたが、昭和47年8月までに製造を中止し、9月以降の製造、出荷には使用されておりません。

3. PCB使用照明器具の点検と判別方法

3-1. 照明器具の種類の判別

○蛍光灯器具

- ・「ラピッドスタート式」及び「フリッカレス式」で『高力率形』のもの。
- ・使用蛍光ランプは、40W2灯及び40W1灯が主になります。

3-2.. PCB使用安定器の機種名一覧

適合ランプのワット および灯数	商品機種名	形、スタート式名
40W 1灯用	KF-4112R-10H	トラフ形、ラピッド式
	KR-4111R-10H	反射笠付、ラピッド式
	KR-4112R-10H	反射笠付、ラピッド式
	KV-4112R-10H	V形、ラピッド式
	KV-4112R-20H	
40W 2灯用	KR-4211F-10H	反射笠付、フリッカレス式
	KR-4212RS-10H	反射笠付、ラピッドシーケンス式
	KR-4212RS-20H	
	KW-4211F-10H	H形、フリッカレス式
	KW-4211F-20H	
	KW-4211RF-10H	H形、ラピッドフリッカレス式
	KW-4211RF-20H	
	KW-4212RS-10H	H形、ラピッドシーケンス式
	KW-4212RS-20H	
	KV-4212RS-10H	V形、ラピッドシーケンス式
	KV-4212RS-20H	
	KXO-A4249RS-1H	埋込形 ラピッドシーケンス式
	KI-4212RS-10H	埋込形 ラピッドシーケンス式

※一般家庭用の蛍光灯器具は、「グロースター」の低力率であり、PCBは使用していません。

※誘導灯器具・非常用照明器具・グロースタータ式照明器具（高力率形器具を含む）は、当初よりPCBは一切使用していません。

3-3. 安定器の銘板事項による判別方法

ご使用の施設用照明器具がPCB使用安定器の対象機種の場合、生産時期が1972年9月以降に継続して生産しているものもあります。従いまして、安定器に表示されている製造番号を確認のうえ、PCB使用安定器かどうか判別をお願いします。

(1) 安定器に「数字」で製造番号を表示している場合

①数字が6桁の場合

数字によって、PCBを使用している安定器があります。

a. 安定器にPCBを使用している場合

安定器のラベルに〈SDS〉の表示があるときは、すべて対象品です。

b. 安定器にPCBを使用していない場合

安定器のラベルに◆の表示があるときは、昭和60年以降の生産品で対象外です。

例： 851002

なお、経年劣化で表示が消えて、いずれの表示も確認できないときは、当社窓口までご連絡をお願いします。

調査の上、ご回答申し上げます。

②数字が5桁の場合

昭和54年以降の生産品であり、安定器にPCBは使用していません。

例： 41024

(2) 数字とアルファベットを組み合わせて製造番号を表示している場合

①製造番号が4文字の場合

昭和47年9月以降の生産品であり、安定器にPCBは使用していません。

例： 2L82 (先頭より2文字目がアルファベット表示です。)

②製造番号が5文字の場合

例： YH230

製造番号によって、安定器にPCBを使用しているものがあります。

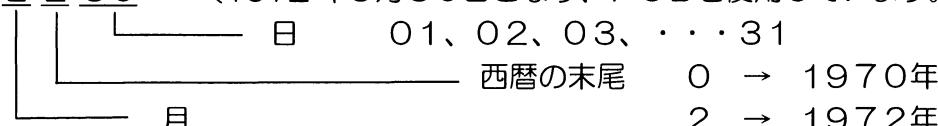
a. 先頭2文字がアルファベットの場合

下記の生産年月の読み方に従い、生産年月を調査してください。

昭和47年（1972年）8月までの生産品であれば、PCB使用安定器に該当します。

[製造番号より生産年月の読み方]

例： Y E 2 3 0 (1972年5月30日となり、PCBを使用しています。)



A → 1月	G → 7月
B → 2月	H → 8月
C → 3月	K → 9月
D → 4月	L → 10月
E → 5月	M → 11月
F → 6月	N → 12月

西暦の末尾が、「3」～「9」のときは、当社の方で調査の上、PCB使用安定器かどうか判別しますので、当社窓口までご連絡をお願いします。

例： Y H 3 1 0 （当社窓口に製造番号を連絡いただき次第、回答致します。）

b. 先頭 2 文字が数字の場合

昭和 60 年以降の生産品であり、安定器に PCB は使用していません。

例： 85A82

4. 使用済み安定器（コンデンサ）の取り扱いについて

～社団法人日本照明器具工業会のホームページ資料より転載～

http://www.jlassn.or.jp/siryo/material_04.htm

(1) 法令上の取り扱い

- ① 使用済みの PCB 使用安定器（コンデンサ）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、「特定管理産業廃棄物」の中の「特定有害産業廃棄物」に指定された「PCB 汚染物（金属くず）」に該当します。
- ② 使用済みの PCB 使用安定器（コンデンサ）は、現在、処理施設がないので「排出する事業者」が保管、管理することになります。
- ③ 「排出する事業者」とは、現在の「施設管理者（施設所有者）となります。

(2) 保管、管理について

- ① 特別管理産業廃棄物の保管方法については、「特別管理産業廃棄物保管基準」（廃棄物処理法施行規則第 9 条の 13）に定められています。（IV. 使用済み安定器（コンデンサ）の保管についてを参照）
- ② 特別管理産業廃棄物を保管する事業者には、「特別管理産業廃棄物管理責任者」（厚生省令で定める資格を有するもの。）を置くことになっています。
- ③ 保管に際しての管理台帳については、電力用の変圧器、高圧遮相用コンデンサと異なり、様式の定めはありませんが、保管日、種類（○○安定器又はコンデンサ）及び数量を記録し、管理することが必要です。

(3) 届出について

保管した PCB 使用安定器（コンデンサ）については、年度末ごと（90 日以内）に、事業所を管轄する都道府県（政令指定都市）の産業廃棄物対策課に、「特別管理産業廃棄物処理実績報告書（様式 33）」により届出が必要です。

5. 使用済み安定器（コンデンサ）の保管について

～社団法人日本照明器具工業会のホームページ資料より転載～

http://www.jlassn.or.jp/siryo/material_04.htm

PCB 廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法規則に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」にしたがって保管することが必要です。

基準の内容及び具体的に考えられる保管方法は、次のようになります。

(1) 周囲に囲いが設けられていること。

保管場所に容易に他人が立ち入ることがないようすべきであり、倉庫や保管庫など施錠ができる場所が望ましい。

(2) 廃棄物の種類などを表示した掲示板が設けられていること。

掲示板は、縦横 60cm 以上とし、以下の事項を表示したものであること。

- ① 特別管理産業廃棄物の保管場所であること。
- ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類
- ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(3) 飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。

ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。

(4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

- (5)他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等の必要な措置を講ずること。
- (6)PCB 廃棄物については、容器に入れむ密封すること等揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないように必要な措置を講ずること。
4. 5. 6. を含めて、ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。
なお、ボイラー室など高温にさらされる場所は、避けるべきである。
- (7)PCB 汚染物又は PCB 処理物については、腐食防止のために必要な措置を講ずること。
- ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。

以上